

豊川市空家バンク利活用費補助金の手引き

1. 補助の種類

- (1) 空家バンクに登録した物件の改修費用の一部に対する補助
(機能または性能を維持・向上させるために行う修繕・模様替え・取り換えなど)
- (2) 空家バンクに登録した物件にある家財の処分費用の一部に対する補助

2. 補助の対象者（個人に限る）

下記の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)と(5)の両方に該当する方

- (1) 空家バンクに登録した賃貸物件の所有者
ただし、賃貸借契約の締結もしくは賃貸借契約の同意を得ているものに限る
- (2) 空家バンクに登録した物件を購入した方（3親等内の親族間を除く）
ただし、売買契約前の場合は、当該物件の所有者の同意書が必要
- (3) 空家バンクに登録した物件を賃借した方（3親等内の親族間を除く）
ただし、当該物件の所有者の同意書が必要
- (4) 補助金の交付を受けた日から当該物件に関し3年以上維持又は居住する方
- (5) 市税等の滞納のない方

3. 補助の条件

- (1) 改修工事・・・豊川市の他の助成金等の交付を受けていない工事であること
- (2) 家財処分・・・当該物件の居住部分に係る家財処分で、一般廃棄物処理業の許可業者が行うもの
- (3) 補助の種類ごとに、1住宅につき1回限り、1申請者につき1回限り

4. 補助金の額

- (1) 補助率 工事費等の2分の1
- (2) 限度額 改修工事 50万円
家財処分 10万円

5. 対象となる工事等

- (1) 改修工事
 - ・基礎、柱、外壁、屋根、床、内壁、天井等の修繕又は補強工事
 - ・間取りの変更等に伴う壁等の造作
 - ・外壁、屋根、床、天井、内壁、外建具等の断熱改修工事
 - ・バリアフリー改修工事（手すり設置、段差解消等）
 - ・屋外修繕工事（バルコニー、雨樋等）
 - ・屋内修繕工事（クロス張替え、畳替え、内建具等）
 - ・設備改修（キッチン、洗面台、トイレ、風呂等）
 - ・給排水設備の改修工事
 - ・テレワークを行うための通信環境整備工事（端末等の購入費は対象外）

(2) 家財処分

- ・空家バンクに登録された住居内の家財処分

6. 申請期間（年度内の受付は 12 月の最終開庁日まで）

売買や賃貸借契約を締結した日若しくは引き渡しを受けた日、又は売買や賃貸借の同意が書面により得られた日から 1 年を経過するまでの期間

7. 提出書類

○申請時（着手の 1 週間前までに）

【改修工事】

- ①交付申請書（様式第 1 号）
- ②工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- ③工事を行う空き家の外観及び施工予定箇所の写真
- ④売買もしくは賃貸借契約書の写し又は売買もしくは賃貸借の同意書
- ⑤工事に係る所有者の同意書（入居者・入居予定者に限る）
- ⑥市税等の未納がないことを証する書類
- ⑦誓約書（様式第 1－2 号）
- ⑧その他市長が必要と認める書類

【家財処分】

- ①交付申請書（様式第 1 号）
- ②撤去及び処分に係る費用の明細書及び見積書の写し
- ③撤去及び処分を行う居住部分の室内の写真
- ④売買もしくは賃貸借契約書の写し又は売買もしくは賃貸借の同意書
- ⑤撤去及び処分に係る所有者の同意書（入居者・入居予定者に限る）
- ⑥市税等の未納がないことを証する書類
- ⑦誓約書（様式第 1－2 号）
- ⑧その他市長が必要と認める書類

○完了時（完了後 30 日以内または 2 月末日のどちらか早い日までに）

【改修工事・家財処分】

- ①実績報告書（様式第 5 号）
- ②補助事業に係る費用の請求書または領収書の写し
- ③補助事業を実施した個所の完了後の写真
- ④売買もしくは賃貸借契約書の写し（申請時において同意書を提出した場合）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

8. 注意点

- 補助金の交付は補助の種類ごとに、1住宅につき1回限り、かつ、1申請者につき1回限りとなります。
- 入居者もしくは入居予定者（賃借される方）は、所有者への説明を十分に行ってから了承を得たうえで交付申請を行ってください。
- 交付決定通知を受ける前に改修工事や家財処分に着手された場合は、補助金の交付ができませんのでご承知ください。
- 申請時または実績報告時には、必ず売買もしくは賃貸借契約書の写しを添付していただきます。契約書の写しの添付がない場合は、補助金の交付ができませんのでご承知ください。
- 補助金の申請額に変更が生じる事業内容の変更や補助事業を中止する場合は、補助金交付変更（中止）届を提出してください。
- 改修工事・家財処分によるトラブルに関して、豊川市は一切関知いたしません。

【対象とならない工事例】

- ・新築、増築工事
- ・併用住宅の住居部分以外の工事
- ・建物以外の工事（外構、物置、車庫等）
- ・庭木の植樹、剪定等の植栽工事
- ・下水道接続、合併処理浄化槽工事
- ・給湯器の新規設置（取り換えは可）
- ・太陽光、太陽熱利用設備の設置工事
- ・雨水浸透ます、雨水貯留設備設置工事
- ・家電製品設置工事（エアコン、照明器具等）
- ・家具、調度品等の購入・設置
- ・カーテン、ブラインド等の設置
- ・火災警報器、防犯装置等の設置工事
- ・居住部分以外（併用住宅の店舗等の部分）の家財処分
- ・その他豊川市の他の補助金等の交付を受けて行う工事